

### 【特集】「朝鮮三・一独立運動100年」その 歴史像の再検討：民族運動史の新たな可能性を探る（1）：三・一独立運動と朝鮮の社会的排除

OGAWARA, Hiroyuki / 小川原, 宏幸

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

727

(開始ページ / Start Page)

43

(終了ページ / End Page)

54

(発行年 / Year)

2019-05-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00022222>

## 三・一独立運動と朝鮮の社会的排除

小川原 宏幸

はじめに

- 1 三・一独立運動の勃発
- 2 地域社会における三・一独立運動
- 3 三・一独立運動における社会的排除

おわりに

はじめに

1919年3月、独立万歳の掛け声とともに始まった三・一独立運動は、日本の植民地支配に反対する反帝国主義運動の重要なモーメントであり、朝鮮におけるナショナリズムの結節点として評価されている。19世紀中葉以来、日本をはじめとする列強の侵略に直面するなかで次第に醸成されていた同胞意識をさらに強め、その後の民族解放運動につながっていく契機となったという意味で三・一独立運動の歴史的意義は大きい。

それでは、朝鮮の民衆的視座から見たとき、三・一独立運動はどのような歴史的意義をもっているのだろうか。三・一独立運動に参加した多くの朝鮮民衆が日本の植民地支配に反対していたことは疑い得ない。しかしそうした民衆の動向を、民族解放運動として把握できるかどうかは別に検証する必要がある。国民国家の形成において、それまでの構成員が国民あるいは民族という鑄型に当てはめられていく過程は、圧倒的多数の民衆の主体性を剥奪すると同時並行的だからである。したがって国民国家形成、あるいは民族運動において剥奪された民衆の主体性を回復するためには、民衆が、三・一独立運動をはじめとする民族運動にどのようにかかわったのかを内在的に検討しなければならない。

それでは三・一独立運動における民衆の動向を内在的に理解するために、どのような分析軸を立てる必要があるだろうか。朝鮮民衆史研究をリードしてきた趙景達は、三・一独立運動において特に地方で行われた示威運動に注目し、朝鮮時代以来の民乱の伝統の上に民衆運動が自律的に展開されたことに注意をうながすとともに、その祝祭的性格を指摘する<sup>(1)</sup>。三・一独立運動の展開過程において、強固な民族共同体的ナショナリズム以上に、生活主義を前提とした民衆のナショナリズムが

(1) 趙景達『朝鮮民衆運動の展開』（岩波書店、2002年）第7章、参照。

果たす役割を重視するためである。祝祭が地域共同体的秩序、すなわち民衆生活と分かちがたく結びつくとともに、反乱に変容する逸脱的側面を持ち合わせていることはつとにベルセが指摘している<sup>(2)</sup>。すなわち祝祭は、民衆の日常性と非日常性の境界を垣間見せるものでもあるが、こうした逸脱的側面を考える際に示唆を与えるのは、たとえば三・一独立運動のさなかに日本人排撃事件が頻発すると同時に、他方で、日本人に対する万歳行為の強要が少なからず報告されている事実である。こうした祝祭的性格のもとで、その成員の範囲は必ずしも民族に収斂するものではなく、流動的かつ可変的なものとなり得る。

一方、祝祭には民乱以来の伝統を規定する村落共同体的論理がなお継続していたことがうかがわれるが、そうした性格ゆえに、地域共同体において周辺の領域に存在した旧白丁（以下、白丁と略記）など朝鮮時代に差別の対象となってきた階層への社会的排除が生じた可能性も否定できない。もちろん、従来の村落共同体的論理を前提にしながら、「民族」などのより高次の共同体的論理が構築された可能性も考えられる。しかし、三・一独立運動によってナショナリズムが高揚する一方、同運動の余燼冷めやらぬなかで、白丁であることを理由にした差別事件が発生したことや、同運動からわずか4年後に身分解放を求める衡平運動が立ち上げられ、朝鮮民衆との衝突事件が相次いだりしたこととを整合的に理解する必要がある。いずれにせよ、三・一独立運動を前後する時期の社会的排除がどのようなものであったのかという課題の解明は、同時期に形成される民族共同体などの秩序がどのような媒介項によって生成されているのかを問うことにつながるはずである。権力関係の構築には、排除（＝暴力）の回路が必要であり、それは逆に言えば、排除（＝暴力）を介在させて支配が成立する<sup>(3)</sup>。しかしその排除の回路は動態的かつ可変的であり、さらに重層的である。もっと言えば、その権力関係を安定化させるためにも、その排除（＝暴力）は不可視化される。社会的排除の分析に際しては、遍在する暴力がどのように社会関係を構築しているのかを丁寧に解き明かすとともに、絶えず不可視化されようとする暴力をいかにして可視化し続けられるのかが問われる。

本論文の課題は、朝鮮時代に、身分制にもとづく自意識など諸次元で存在していた地域社会における帰属規範が日本の植民地支配に直面して民族という規範に収斂するなかで、従来の社会的排除にどのような変化が生じたのかを、特に挙族的にナショナリズムが高揚としたと評される三・一独立運動を事例に考察することにある。同運動によってナショナリズムが高揚するなかで、その成員の範囲がどのようなものであったのかを考察することは、植民地期から解放後にかけての地域社会における秩序のあり方を明らかにすることにつながるはずである。そして社会的排除のあり方がどのように変化したのかを考察する指標として、本論文では特に、朝鮮時代に被差別者として地域共同体の周辺に位置づけられた白丁をはじめとする被差別者に対して朝鮮民衆がどのような眼差しを向けたのかに注目していく。

(2) ベルセ, Y.M. (井上幸治監訳) 『祭りと叛乱』 (新評論, 1980年) 参照。

(3) 今村仁司『暴力のオントロジー』 (勁草書房, 1982年) 参照。

## 1 三・一独立運動の勃発

1919年3月1日、ソウル・パゴダ公園にとどろいた独立万歳の喚声はたちまち朝鮮全土に拡大し、以後、およそ3カ月にわたって示威運動が朝鮮各地で展開された。三・一独立運動における地域社会の状況を検討するに先立ち、まず、三・一独立運動の概況がどのようなものであったのかについて確認する<sup>(4)</sup>。

「挙族」的ともいわれる三・一独立運動が発生した背景には、まず何よりも、日本の植民地化、特に1910年の韓国併合以来続いてきた過酷な武断政治への不満と独立願望という内在的要因があげられる。加えて外在的要因となったのは、アメリカ大統領ウィルソンによって提唱された民族自決主義への期待であった<sup>(5)</sup>。そうしたなか、三・一独立運動の起爆剤となったのは、1919年1月22日に死去した先帝高宗の葬儀であった。国葬が行われたソウルにはおよそ20万人が詰めかけ、「民族自決ヲ共鳴スル思想ト、李太王〔高宗〕薨去原因ノ妄説ニ迷ヒタル怨念トハ、上下ノ別ナク彼等ノ胸中ニ充滿シ、一種ノ妖雲ハ京城全市ニ漲リ、誰云フト無ク、国葬ノ前後ニ於テ何事カ事変勃発セサルカト伝ヘ、人心頗ル平カナラサル」<sup>(6)</sup> 状況であった。高宗の死去をめぐっては当時毒殺説がまことしやかにささやかれ、高宗の死に哀悼の意を表す者が続出した。また、国葬に際し、陵墓への通路である「清涼里ニ於テ、鮮人二百三十名ノ集団、李王ニ殉死セン」としたことが報告されている<sup>(7)</sup>。ここからうかがえるように、皇帝幻想が媒介となって、朝鮮民衆内に膨大なエネルギーが醸成されていた。朝鮮時代以来の『鄭鑑録』信仰による終末思想が武断政治下の圧政に苦しむ人々の精神世界を再び席卷していたが、一君万民の理念は民衆の心性をなお強くとらえていたのである<sup>(8)</sup>。

民族自決主義の影響を受け、宗教者と知識人のあいだで独立宣言書発表に向けた動きが開始された。1919年2月8日、李光洙が起草した独立宣言書が東京・神田のYMCAで発表された。ひそかに朝鮮半島に伝えられ、キリスト教、天道教を中心とした33人のいわゆる民族代表が署名した独立宣言書が大量に印刷されて全国に発送された。その伝達と運動の展開には宗教団体や学生などが大きな役割を果たした。3月1日、民族代表は、抜きがたい愚民観をもつがゆえに民衆の暴力化をおそれて早々に運動から離脱したが、その後ソウルでは学生を中心に、太極旗を掲げた独立万歳の示威運動がパゴダ公園から市中へと広がっていった。続いて、民族代表の多くの出身地域である平安南北道、黄海道、咸鏡南北道の各主要都市で運動が勃発した。さらに、3月10日前後には南朝鮮地域へと波及していき、その後、朝鮮全土に拡大するだけでなく、中国等へも運動が広がっていった。

3月3、4日の高宗の国葬を挟み、大規模な示威運動が展開されたが、初期の運動では、都市を

(4) 特に断らない限り、本節の内容は、朴慶植『朝鮮三・一独立運動』（平凡社、1976年）、拙稿「武断政治と三・一独立運動」『岩波講座 東アジア近現代通史』3（岩波書店、2010年）参照。

(5) ウィルソンの民族自決というスローガンの内容とそのイデオロギー性については、小沢弘明「国民自決の原理・連邦構想」『講座世界史』5（東京大学出版会、1995年）参照。

(6) 朝鮮憲兵隊司令部編『朝鮮騒擾事件状況』（極東研究所出版会、1969年復刻）p.2。

(7) 姜徳相編『現代史資料』25（みすず書房、1966年）p.95。

(8) 趙景達前掲書、pp.192-195。

中心に宗教家、学生、教師といったインテリ層が運動の中心となった。それに対し、3月中旬以降から4月上旬にかけて運動が拡大していく過程では、農民、労働者、商工業者、官吏、両班等、さまざまな階層が参加するようになり、また指導者もインテリ層に限定されなくなった<sup>(9)</sup>。また、大都市では、「撤市」が頻発した。閉店して示威の意志を示す撤市は、朝鮮人商人による朝鮮時代以来の伝統的な示威運動であり、これにより「政府は人民悦ばざることを窺ひ知り、自ら反省した」という<sup>(10)</sup>。消極的に見える撤市であるが、民本主義的政治文化が治者・被治者間に共有されている限り、有効な示威行動であり得たのである。

こうした動向に対して日本の警察機関は当初、首謀者を逮捕し、群衆を解散させる「穏健手段」をとっていたが、次第に民衆が「兇暴」化すると「積極手段」を講じるようになり、激しい弾圧を加えていった。当初、総督府は「軍隊ノ使用ハ朝鮮将来ノ統治上ニ悪影響ヲ及サシメサル為、成ルヘク騷擾区域ニ止メ」る方針を示していたが、3月10日を過ぎるころには「軍隊ノ使用ヲ積極的ニ騷擾区域外ニモ及」ぼすようになった<sup>(11)</sup>。さらに日本政府は、4月4日の閣議で、運動を鎮圧するために日本内地より歩兵6大隊、憲兵約65名、補助憲兵として歩兵約350名を朝鮮に派兵することを決定した<sup>(12)</sup>。こうして増強された軍勢力をもとに日本は運動の弾圧を強めていく。京畿道水原郡で教会に集合させたキリスト教徒や天道教徒を日本軍が銃撃したのちに焼死させた堤岩里事件はつとに有名であるが、各地で虐殺事件を含む弾圧が繰り返された。朴殷植によれば、3月1日から5月末までに200万人を超える運動参加者のうち、被害数は死亡者数7,509人、被傷者数15,961人、被囚者数46,948人に上ったという<sup>(13)</sup>。

日本の弾圧に直面し、朝鮮民衆の対抗暴力は激しさを増していった<sup>(14)</sup>。鎌、棍棒、割木などの原始的武器や投石等による示威衝突事件も数多く起き、巡查の惨殺や朝鮮人巡查補の乱打といった事件も発生した。民衆による暴力の矛先は郡・面事務所や面長宅あるいは警察署・警察駐在所、憲兵駐在所、郵便局、小学校（在朝日本人向けの初等教育施設）、普通学校（朝鮮人向けの初等教育施設）など、日本の植民地支配、とりわけ武断政治を象徴する機関に数多く向けられた。これらが襲撃・放火され、また民籍簿、課税戸数台帳などの書類簿冊を焼却する事例が相次いだ。こうした朝鮮民衆の「兇暴」化について朝鮮憲兵隊司令官は4月3日、「元来武装若ハ限定セル結社団体ノ企図ニアラスシテ、住民全部ノ反抗」であると報告した<sup>(15)</sup>。三・一独立運動の勃発に際して日本は、たとえば「暴民等ハ脈絡ヲ保チ、殊ニ其裏面ニハ之ヲ煽動指導ニ任スル者アリテ、計画的ニ蜂起セラレタルモノ」<sup>(16)</sup>といったように、背後に運動家の存在を想定するなど、朝鮮民衆の他律性を強調する

(9) 朴慶植前掲書、pp.100-102。

(10) 朝鮮憲兵隊司令部編『朝鮮三・一独立騷擾事件+概況・思想及運動』（巖南堂書店、1969年復刻）p.421。

(11) 前掲『現代史資料』25、p.106。

(12) 同上、p.169。

(13) 朴殷植（姜徳相訳注）『朝鮮独立運動の血史』1（平凡社、1972年）p.183。

(14) 趙景達は、日本の弾圧を強調するあまり民衆の対抗暴力を過小評価してきた先行研究を批判し、こうした民衆暴力が即時的に行われたことや、示威運動の勃発以前にすでに民衆が凶器を準備していたことなどに注意をうながしている（趙景達前掲書、pp.211-212）。

(15) 前掲『現代史資料』25、p.170。

(16) 同上、p.87。

のが一般的であった。したがってここで、例外的ではあるが、民衆自身の自律性にもとづいて示威運動が暴力化したと治安当局が認識するに至ったことは注目に値する。

## 2 地域社会における三・一独立運動

それでは、三・一独立運動が展開していく過程は、地域社会の秩序観とどのような関係があったのだろうか。本論文の関心からはとりわけ、農村地域で展開された示威運動において、都市の運動とはやや様相を異にして運動が展開された点を押さえる必要がある。三・一独立運動の参加者の主体となったのは圧倒的に農民であり、それは逮捕者の55.6%を農民が占めていたことからもうかがえる<sup>(17)</sup>。上述したとおり、三・一独立運動の中心地は3月中旬以降、農村に移っていくが、農村での示威運動は、共同制裁をともなった民衆の自律性にもとづく民乱的作法を前提にしていた点が重要である。趙景達の指摘によれば、農村地域では伝統的な作法による示威運動が展開されたが、朝鮮時代以来の徳望家的秩序観がなお機能し、伝統的知識人である両班儒生が直接・間接に運動にかかわったことがその背景にあった<sup>(18)</sup>。こうした動きは、郷村的自律性が存続していることを示唆するが、それは同時に、従来の社会的排除の機制が働く可能性をも示す。抵抗の論理が郷村的自律性にもとづいていたとすれば、その趨勢は、地域社会の秩序形成・再編の動向と表裏一体であり、同時に従来の差別意識のあり方も規定するはずだからである。

農村での示威運動の展開過程には一定の規則性が存在したが、それは定期市日と相関関係にあった<sup>(19)</sup>。示威運動は、定期的に市が開かれる場市での飲酒に乗じて始められ、人々の酔狂状態をとめないながら、祝祭気分のなかで運動が展開されていった。たとえば忠清北道からの報告では、示威運動の「勃発ハ、多ク市場群衆中ニテ実現シタルカ、概ネ勃発前ヨリ不穩ノ空気漲リテ、意気緊張シ、殊ニ主動者ハ濁酒ノ酔ニ乗シテ発動、群衆ヲ強要シテ雷同セシメ、其ノ雷同共鳴者ノ多クモ、又殆ント酔興状態ニテ、……万歳ヲ関呼スル動作ハ全ク無我夢中ノ状態」であったという<sup>(20)</sup>。また、運動形態として、市中のデモ行進などとともに、夜間の山上烽火示威や篝火行進といった方法による示威運動も各地で見られた。治安当局は、山上烽火示威や篝火行進を行う「運動者ハ温和ニテ、声ノ嗶レル迄万歳ヲ高唱絶叫シ、疲レハ自ラ解散」するものであり、「何等ノ意義ナキモノ」<sup>(21)</sup>と評したが、こうした行動は、山に登って官を侮辱した朝鮮時代の山呼と呼ばれる民俗慣行に倣ったものであった<sup>(22)</sup>。

一方、示威運動の展開過程において、郡守や面長、区長などに群衆が万歳を強要したり、運動への参加を強いたりする行為があちこちで見られた。たとえば慶尚北道寧海では3月18日、寧海市場から示威運動が始まったが、「其一隊約百五十名ハ寧海駐在所前ニ押寄せタルヲ以テ、解散セシ

(17) 前掲『朝鮮三・一独立騒擾事件+概況・思想及運動』pp.447-448。

(18) 趙景達前掲書、p.209。

(19) 姜徳相「日本の朝鮮支配と三・一独立運動」『岩波講座 世界歴史』25（岩波書店、1972年）p.338。

(20) 前掲『朝鮮騒擾事件状況』p.36。

(21) 同上。

(22) 趙景達前掲書、p.215。

メタルモ、転シテ普通学校へ侵入シ、同校鮮人訓導ニ、生徒ヲ引率シテ運動ニ参加スヘク強ヒタルニ、応セサリシヲ以テ、同人等ヲ先登ニ拉シテ、再ヒ駐在所ニ押寄せ」た。またその際に独立唱歌や讚美歌を歌うとともに、酒気に乗じて暴行を行った。さらにこの集団は、近隣の柄谷面に向かう際、「沿道部落ノ人民ヲ脅迫、徒党ニ引入レ」て勢力を倍増させ、示威運動を行ったという<sup>(23)</sup>。群衆が示威運動を展開させる過程で、普通学校（小学校に相当）の朝鮮人教員に示威を強制したり、沿道の人々に運動への参加を強いたりした様子が見られる。また、4月3日、京畿道揚平郡で始まった示威運動で逮捕された運動参加者の供述によれば、「面職員ヲ始メ、各里民ニ対シ、群衆ニ投ゼザレバ放火又ハ殺害スベシ。又集団ヨリ解散シタル者ハ殺害スベシ、或ハ天道教徒、耶蘇教徒ハ銃丸ニ中ルコトナシ杯ト称シ、棍棒ヲ以テ殴打脅迫ヲ加ヘ、強テ群衆ニ参加セシメ」ることもあったという<sup>(24)</sup>。さらに、上述した山上烽火示威でも参加強制が行われた。忠清北道からの報告によれば、「其ノ種類モ老人小兒等打混リ、殆ント一部落戸別一人又ハ二人義義務的ニ出ツルモノノ如ク」であったという<sup>(25)</sup>。民乱で見られた、村落共同体にもとづく示威運動への戸別割当てが機能していたことがうかがわれる。

こうした万歳示威の強要は、本来、排斥の対象である在朝日本人に対してすら向けられた。たとえば慶尚南道密陽地方では、4月10日、仁山里「居住ノ鉱山業内地人方ニ到リ、戸外ヨリ家人ニ対シ、共ニ万歳ヲ三唱セヨト威嚇シタ」が、日本人側が暴行を恐れて門戸を閉ざしたため、結局、群衆は投石して引き上げたという<sup>(26)</sup>。こうした日本人への万歳強要は他地域でも報告されており<sup>(27)</sup>、決して例外的な事例ではなかった。

一方、示威運動への強制参加が見られたということは、すべての民衆が自発的に運動に参加したわけではないことも意味する。したがって運動への参加をめぐる地域社会に葛藤が生じることもあった。たとえば慶尚北道清道郡梅田面亀村洞では、運動の影響が洞内に及ぶのを防ぐために自衛会という団体が組織され、洞民から捺印を集めていた。それを聞きつけた慶尚南道密陽郡上東面梅花里の李一甲ら16名が5月7日、独立万歳を唱えるとともに亀村洞民を威嚇しようとした。しかし洞民の暴行に遭ったため、梅花里から100名近くが棍棒を持って援護に向かったところ、亀村洞民は逃走したという<sup>(28)</sup>。暴行を働く李一甲らを区長や洞民が協力して逮捕したため、梅花里民が報復を計画したとの別の報告もなされている<sup>(29)</sup>。いずれにせよ、運動への参加をめぐる洞単位で対立が生じていた様子が見られる。

また、民衆による万歳示威の強要を強固に拒否する朝鮮人官吏も存在した。たとえば忠清北道鎮川郡梨月面松林里では、郡内屈指の富豪であり、両班の区長・申珥熙が、4月2日、独立万歳の高

(23) 『高等警察要史』（慶尚北道警察部、1934年）pp.30-31。

(24) 前掲『現代史資料』25、p.360。

(25) 前掲『朝鮮騒擾事件状況』p.36。

(26) 『高等警察関係摘録』（慶尚南道警察部、1936年）p.13。

(27) 前掲『朝鮮騒擾事件状況』p.83。

(28) 前掲『高等警察要史』p.33。

なお、李一甲は1919年6月28日付で、大邱地方法院において答90の判決を受けた。「独立運動関連判決文」（<http://theme.archives.go.kr/next/indy/viewMain.do> 2019年2月27日最終閲覧）。

(29) 前掲『現代史資料』25、p.385。

唱を要求する里民らに対し、「松林里ニ居住シ居ル者ニシテ吾ガ言ニ従ハザル者ハ松林里ニ住居ヲ構ヘシメズ、吾万歳ヲ高唱スルニ至レバ彼等モ等シク高唱スベシ」ト称シ、里民ノ輕拳ヲ制止」した。しかし「同夜十時頃ニ至リ、隣村中山里、老隱里外二、三ヶ里民ハ篝火ヲ焚キ、示威的運動ヲ開始セシヨリ、里民ハ再び申ヲ訪ヒ、切ニ独立運動ヲ為スベク迫リタルモ、同人ハ頑トシテ之ニ応」じなかったという<sup>(30)</sup>。この史料は、地域社会における意思決定を地域有力者の意向が左右している実情を示すとともに、独立運動に対する民衆の葛藤を垣間見せるものとして興味深い。独立運動のあり方をめぐって、地方有力者と民衆との、さらに近隣村落との意向に乖離が生じた場合、民族矛盾が必ずしも優先されるわけではなく、この例のように、階層的矛盾の前に押さえ込まれることもあった。

上に見たように、一部では地域社会内で葛藤が生じていたものの、万歳行為や示威運動などへの参加強制が数多く見られたのは、民乱の伝統の上に自律的に運動が展開されたためであった<sup>(31)</sup>。そして、朝鮮民衆は民乱の作法にもとづいて規律ある行動をとった。たとえば江原道からの報告は、「予メ鎌、鋏、棍棒等ノ兇器ヲ携ヘ、戦闘的準備ヲ為シ、群集ノ進退一ニ指揮者ノ命ヲ受ケ、恰モ訓練ヲ経タル正規兵ノ如キ觀アリタルモアリ」<sup>(32)</sup>と伝えている。そして上述した忠清北道鎮川郡松林里の事例に見られるように、「隣邑ニ対スル義理合上決行シタルモノ尠カラス」<sup>(33)</sup>、民乱同様、地域共同体的関係にもとづいて運動が展開されていた。慶尚北道安東郡からの報告は、反日的思想にもとづいて独立運動を行った者が相当数いたことを認めながらも、「他ノ煽動ト各地ノ波動ヲ受ケ、此際示威運動ニ加ハラサルニ於テハ、独立ノ後、他ノ排斥ヲ受ケ、如何ナル憂目ニ逢フヤ測ルヘカラストナシ、運動ニ参加シタルモノ大部分」<sup>(34)</sup>であったとまとめている。また、独立運動の動機を階層別に分析した忠清北道の報告によると、知識階級者は「朝鮮ノ独立ハ覚束ナキモ、朝鮮民族ノ意気ヲ示シ、為政者ニ覚醒ヲ促スコト」を目的とし、「稍理解力アルモノ」は「騒擾スレハ講和会議ニ反響シ独立スルニ至ルトノ流説ヲ妄信」する一方、運動の大部分を占める「下級ノ労働者」は、「騒擾セサレハ卑怯トシテ世間ヨリ嘲罵サレルコト」や「騒擾ニ参加セサレハ、後日独立ノ際虐待サレ、社会ニ巾ノ利カサルコト」を恐れて示威運動に参加したという<sup>(35)</sup>。朝鮮民衆を他律的に把握しようとする意図が介在していることには留意する必要があるが、「下級ノ労働者」が運動への参加動機として、共同体的論理からする制裁を回避しようとしていたことを、これらの報告から見て取ることができる。ここで強調しておきたいのは、地方における三・一独立運動の展開過程において、朝鮮民衆の共同体的規範が人々の行動を依然として規定していたという点である。こうした民衆の心性を村山智順は「革命に対する善処意識」とまとめた。それは「自己の地位を安定にし、その保持、発展を希ふ心性」であり、村山は、そうした心性が「革命愛好心」や「排他的意識」以上に

(30) 前掲『現代史資料』25, p.418。

(31) 趙景達前掲書, p.216。

(32) 前掲『朝鮮騒擾事件状況』p.66-67。

(33) 前掲『朝鮮騒擾事件状況』p.51。

(34) 前掲『高等警察要史』p.27。

(35) 前掲『朝鮮騒擾事件状況』pp.35-36。

三・一独立運動の全国的展開を規定したと位置づけている<sup>(36)</sup>。

こうした民衆の「善処意識」は生活至上主義的立場と密接不可分である。それは解放主体観念の希薄さと表裏一体である。したがって三・一独立運動が祝祭的であればあるほど、運動が沈静化させられると急速に退潮していった。その民衆の両義性は、たとえば予言書『鄭鑑録』にもとづく流言飛語への反応の変化に端的に表れている。三・一独立運動の展開局面では、『鄭鑑録』に仮託した「流言巷説」に接して示威運動に参加する者が少なくなかった一方で<sup>(37)</sup>、運動が弾圧により退潮局面になると、今度は逆に、『鄭鑑録』にもとづいてアメリカを批判する流言が発生した。警務局の民情報告によると、全羅北道群山地方では「鄭堪録(著者不明ニシテ予言様ノコト記シアリ)ニ「殺伐者小頭無足」ノ句アリ。従来其ノ意味不明ナリシガ、今回ノ騒擾ニ依リ判明セリ。即チ「米ノ字ハ上下左右何レヨリ見ルモ同一ニシテ、足ナク頭ノミナリ。是レ小頭無足ナリ。」故ニ之ヲ現在ノ事実ニ当テ箴ムレバ、鮮人ガ米国人ノ煽動ニ乗ジ万歳ヲ唱フルモ、何等ノ利益ナキノミナラズ、自滅ニ陥ルベシトノ意」だと解する流言が広まっていたという<sup>(38)</sup>。こうした流言飛語を民衆の主体性の無さと非難するのはたやすい。しかしここで見落とすべきでないのは、民衆の解放願望の強さであり、同時に、それを担保する他者排除の衝動である。

### 3 三・一独立運動における社会的排除

以上見てきたように、三・一独立運動が地方に拡大する際に見られたのは、伝統的な村落共同体が依然として地域社会を強く規定している様相である。では、従来、村落共同体的規範のなかで存在していた社会的排除は、三・一独立運動においてどうなったのであろうか。次に三・一独立運動にかかわって生起された社会的排除の様相を検討する。

朝鮮時代において最も社会的排除の対象となったのは白丁である。身分制の最下層に位置づけられた白丁は、農業のほか屠殺業、獣肉販売、柳器製造等を生業としたが、衣食住等において一般民衆から差別されていた。1894年の甲午改革によっていわゆる「身分解放」が行われるが、その後も社会的差別が残り続けた。白丁の身分解放を唱えて1923年に設立されたのが衡平社であり、その身分解放運動を衡平運動と称する<sup>(39)</sup>。それでは、三・一独立運動に際して白丁をはじめとする被差別者が置かれた社会的状況はどのようなものであったのだろうか。ただし、同運動に際して各地から送られた官憲報告において、明白に白丁を社会的排除の対象にした事例は管見の限りではほとんど確認できず、分析も不十分である。したがって、以下の三・一独立運動時の社会的排除に関する考察はあくまでも試論にとどまる。

三・一独立運動は、日本の植民地政策およびその背景にある近代化政策への反発という側面をもつが、とりわけ従来の習慣・風俗の変更に関しては反発が強かった。三・一独立運動勃発の要因を

(36) 前掲『朝鮮三・一独立騒擾事件+概況・思想及運動』p.436。

(37) 趙景達前掲書, pp.221-222。

(38) 前掲『現代史資料』25, p.434。

(39) 白丁および衡平運動に関する最新の研究としては、水野直樹「朝鮮の被差別民「白丁」と衡平運動」『水平社博物館研究紀要』20, 2018年がある。

探るために実施された民情調査で取り上げられた「屠獸規則」に対する反発がその1つである。食用に供する牛馬、羊、豚および犬の屠殺・解体を屠場以外で行うことを禁じた1909年8月の法律第24号「屠獸規則」によって、「屠獸取締嚴重ナル為、一頭ノ犬ヲ屠殺スルニ煩雜ナル手段ヲ經サルヘカラス。而モ遠キハ五、六里ヲ隔ツル憲兵警察官駐在所ニ至ラサルヘカラス。殆ント之カ為メ一日ヲ費スコト稀ナラス。税金ヲ納ムルハ苦痛トセサルモ、時間ト労力ヲ費スコト大ナルヲ苦ム」(江原道)状況が生じていた<sup>(40)</sup>。そのためもあってか、白丁の主要な労働場所となっていたと考えられる屠獸場も、郡・面事務所や警察署・警察駐在所など、日本の植民地支配を象徴する機関とともに示威運動の矛先となり、襲撃を受けている<sup>(41)</sup>。ただしこれは、白丁を排除しようとしたというよりも、あくまでも日本の植民地支配を象徴するものとして屠獸場がとらえられていたと解すべきであろう。後年の記録であるが、屠獸場が日本人学校組合の所管になっていることもあったからである<sup>(42)</sup>。

こうした批判を受けて1919年に制定された「屠場規則」によって、犬、羊、豚の屠殺場所については制限が緩和された。ただし、牛の屠殺についてはなお制限された。朝鮮総督府は衛生管理の観点から「屠獸規則」および「屠場規則」の必要性を位置づけたが、従来、特に牛の屠殺が白丁の專業だったことをあわせ考える必要がある<sup>(43)</sup>。また、「野犬撲殺ニ当リ白丁等、濫ニ内房ニ入り、剩へ自己飼育ノ犬ヲ内庭婦人ノ面前ニ於テ撲殺スルカ如キ人情ヲ無視シ、風俗ヲ破ルノ不法ナリ。憤怒ニ堪ヘス」(全羅北道)といった<sup>(44)</sup>、屠殺業にかかわる白丁への差別意識から来る反発が、近代化および植民地化にともなう身分制の解体とともに強まっていることがうかがえる。

「屠獸規則」同様、反発が強かったのが共同墓地制や火葬である。総督府による共同墓地制や火葬の強制に対し、「吾等朝鮮人ハ尊族崇拜ノ念最深ク、父母ノ墓地ノ如キ万般ノ事情モ顧ミズ其ノ地ヲ選定シ、子孫ノ繁榮ヲ希フ慣習アリシニ、新政以来共同墓地ニ関スル規則發布セラレ、為ニ、吾等ハ一朝ニシテ久シキ旧慣ヲ打破セラレ、最尊フヘキ父母ノ死体ヲ地勢極悪ナル共同墓地ニ埋葬スルハ甚ダ遺憾」<sup>(45)</sup>といった声が上がった。それとともに、共同墓地制によって「兩班儒生ノ名門ニ生レ、白丁穢多ト同山ニ埋葬セラルルカ如キハ、社会的階級ヲ無視シ、祖先ヲ耻カシムルナリ」<sup>(46)</sup>という意見が出されている。こうした批判の前に、総督府は「墓地、火葬場、埋葬及火葬取締規則」の緩和を図らざるを得なくなったが、共同墓地等に対する反発は、伝統的な死生観にもとづいたものであるとともに、社会的差別意識を前提にしたものでもあった。

こうした旧来的な身分制にもとづく差別意識は、巡査補や憲兵補助員といった日本の植民地支配の末端を担う人々にも向けられた。「巡査補、憲兵補助員ハ其ノ身分微賤ナル者多キニ拘ハラズ、一度其ノ任命ヲ見ルヤ、地方民ニ対シ不遜ナル態度ヲ示シ、非礼ヲ咎ムルヤ、直ニ復讐ノ厄ニ遭ヒ、

(40) 前掲『朝鮮騒擾事件状況』p.425。

(41) 前掲『現代史資料』25, p.192。

(42) 「小学校管理의 屠殺場経営, 면에서 回収運動(筏橋)」『東亜日報』1928年4月2日付。

(43) 今村鞆『朝鮮風俗集』(ウツボヤ書籍店, 1914年) pp.47-48。

(44) 前掲『朝鮮騒擾事件状況』p.396。

(45) 前掲『現代史資料』25, p.421。

(46) 前掲『朝鮮騒擾事件状況』p.407。

警察権ノ行使ニ不公平ナリ」<sup>(47)</sup>という声が上がっていたのである。日本による植民地化にともなって地位を上昇させた巡查補や憲兵補助員に対する怨嗟の声は武断統治期から上がっていたが<sup>(48)</sup>、それは憲兵補助員らの行為そのものが原因であっただけでなく、彼らを賤民視する社会的差別にもとづいたものでもあった。

一方、近代的文明観にもとづいた差別が再生産されていた状況も報告されている。民族運動を弾圧するために1919年4月に制定された政令第7号「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」に対し、「朝鮮ヲ台湾ト同一視シ」、「恰モ台湾ノ生蕃ヲ討滅スルガ如ク朝鮮人ヲモ滅亡セシメムトスルハ、吾人朝鮮人ヲシテ益反抗ノ念ヲ深カラシムルモノ」と批判する声が上がった<sup>(49)</sup>。日本の政策を批判するにあたり、近代文明的な価値観が前面に出るなかで、台湾先住民に対して抱く差別意識が図らずも露呈したのである。19世紀末以来、社会進化論を受容するなかで、朝鮮の近代主義思想が日本の朝鮮植民地化を究極的に批判することが困難になったことはつとに指摘されてきた<sup>(50)</sup>。実力養成運動など、三・一独立運動後の思潮においても依然としてそのアポリアに陥っていたが<sup>(51)</sup>、そうした思潮は三・一独立運動時の日本批判の論理において再び顕在化していた。

白丁など伝統的に賤民視された階層が近代化や日本による植民地化を契機に社会進出したことに対する反発が、三・一独立運動の副次的要因となったことは上に見たとおりであるが、地域社会の秩序観の再編成過程を考察するためには、三・一独立運動に際して、村落共同体的論理が依然として機能していた地域社会において社会的差別が明確に表れたかどうかを動的に分析する必要がある。しかし、先に述べたとおり、現時点ではその動向は依然不明である。そこでここでは、朝鮮時代に賤民として位置づけられた妓生が示威運動の先頭に立ったという事実から、この問題の一端を考察してみたい。

京畿道内で「暴民ノ最モ暴行ヲ逞フセシ」<sup>(52)</sup>ものと評された安城で3月30日から始まった示威運動は、当初平和的に行われていたが、4月4日夜半以降熾烈化した。水原付近の鳥山で隊伍を組んだ集団が数千人規模に膨らんで安城に入り、郵便局や駐在所等を破壊した。群衆と在朝日本人とが間欠的に暴力を行使しながら対峙し続けるなか、6日午後、群衆は妓生を先頭に郡庁に押し寄せ、妓生を郡守室に入れて郡守を連れ出し、ともに独立万歳を高唱した。群衆は「万歳だけ唱ふることを許し呉れ」と主張し、郡守も「暴行に渡らない範囲に於いて」、これを受け入れた。夜に郡庁に押し寄せた群衆に対し、郡守は提灯を掲げて歓迎したという<sup>(53)</sup>。趙景達は、民衆が妓生を押し立てて示威運動を行ったことを運動の祝祭的性格を表すものとしてとらえているが<sup>(54)</sup>、それがどのような意味で祝祭的であるのかを検討する必要がある。妓生が、示威運動が熾烈化してから1日後に登場していることを考えると、そこには妓生に対する民衆の参加強制の意志が働いていることは間違い

(47) 同上, p.395。

(48) 前掲拙稿参照。

(49) 前掲『現代史資料』25, p.391。

(50) 趙景達「朝鮮における日本帝国主義批判の論理の形成」『思潮』新25, 1989年, 参照。

(51) 박창승『한국근대 정치사상사연구』(역사비평사, 1992年) 参照。

(52) 陸軍省「朝鮮騷擾經過概要」『万才騷擾事件(三・一運動)』1, 友邦協会, 1964年, p.22。

(53) 前掲『朝鮮三・一独立騷擾事件+概況・思想及運動』pp.439-441。

(54) 趙景達前掲書, p.214。

ない。では、妓生を群衆の先頭に押し立てた民衆の行動論理はどのように解されるであろうか。従来、地方における妓生は、地方庁の管理下に置かれ、官吏または官の宴席で酒杯を斡旋したり歌舞によって興を供したりする存在であった<sup>(55)</sup>。示威運動における妓生の動員は、三・一独立運動という祝祭に際し、こうした宴席を郡守ではなく民衆が代執行的に開催させたものと解される。前近代において被差別民は、もちろん差別の対象ではあるが、同時に、異形の能力をもつと考えられたために畏敬の対象でもあった。その意味で被差別民に対する差別は両義的な性格をもつ<sup>(56)</sup>。衝突が相次ぐ示威運動の前線に立たされた妓生は、差別の対象であると同時に、祝祭の席に華を添える両義的な存在と見なされたと考えられる。つまり祝祭は伝統的差別意識が両義的に発露される場所でもあった。

## おわりに

日本の植民地支配に反対して1919年に起こった三・一独立運動は、民族共同体的な意識を高揚させ、その後の朝鮮および東アジアの反帝国主義運動を強く規定していく一大結節点となった。その点はいくら強調してもし過ぎることはない。しかし三・一独立運動に参加した朝鮮民衆の様相を詳細に検討するとき、民衆の行動が一元的に民族解放運動に向かっていたわけではなかった。特に地方では、村落共同体的な論理にもとづき、朝鮮時代以来の民乱の作法に即しつつ祝祭的に行われたものでもあった。運動への参加強制がなされる一方、地域社会の従来的な秩序を維持することを優先するために、独立運動への参加が抑制されることもあった。また民衆のナショナリズムは、解放願望に規定されていたがゆえに、たとえば民衆の心性を強く規定していた予言書『鄭鑑録』が、日本の植民地支配を批判する論理に利用されるとともに、運動が沈静化する過程でアメリカ批判にも容易に転化し得るものでもあった。そうしたなか、三・一独立運動における被差別民への直接的な事例は必ずしも明確ではないが、京畿道安城で妓生が動員された事例は、従来の社会的差別がもつ両義性を指し示すものであったと考えられる。

そうしたなかで本論文が注目したのは、朝鮮時代に最も差別待遇を受けた白丁である。しかし、三・一独立運動の展開過程における明確な白丁差別は、管見の限り確認できなかった。それでは、三・一独立運動において本当に白丁に対する社会的排除は存在しなかったのであろうか。考えられるのは2つの可能性である。1つは、実際には排除事例が起こったが、史料的制約から確認できないという可能性である。もう1つは、三・一独立運動時には、社会的排除が実際に起きなかったという可能性である。後者の場合、考えられる可能性はさらに2つに分かれよう。1つは、三・一独立運動において民族共同体的な「同胞」概念が高まったためである。しかし安城などの事例から、筆者はこの見解には懐疑的である。するともう1つは、同じ被差別者であっても、妓生とは異なり、白丁が三・一独立運動という祝祭の場からそもそも排除されていたという可能性である。朝

(55) 今村鞆前掲書, p.285。

(56) 小谷汪之「近代化と差別——インドの場合」部落問題研究所編『世界史における身分と差別』（部落問題研究所, 1987年）pp.205-211。

鮮時代において白丁は、礼法、生活上、交際上の差別を受けていたためである<sup>(57)</sup>。三・一独立運動の余燼冷めやらぬ1920年「八月二十八日午前十一時、市日ノ際、山清郡丹城面城内里、許定外三名ハ、同里居住ノ白丁趙介伊外二十名ガ旧韓国時代ニ比シ生意気ニシテ横暴ナリトテ、牛肉非買宣伝文書ヲ印刷配布、約百名集合一団トナリ旗幟ヲ押立、鍾鼓ヲ叩キ、示威運動ノ上、白丁一派ノ牛肉販売ノ妨害ヲ為シ、騷擾惹起」<sup>(58)</sup>したという。こうした白丁に対する民衆の差別行動が生じたのは、三・一独立運動後、旧来的な秩序観に回帰したためと解すべきか、それとも三・一独立運動から断続的に続くものにとらえるべきものなのかは、なお考察を要する。いずれにせよ、1923年に結成された衡平社による身分解放運動にともない、地域社会における秩序観は再編成を迫られることとなったのである。

(おがわら・ひろゆき 同志社大学グローバル地域文化学部准教授)

---

(57) 車賤者「白丁社会의 暗澹한 生活状을 拳論하여 衡平戰線의 統一을 促함」『開闢』49, 1924年7月, pp.41-44。

(58) 前掲『高等警察関係摘録』p.28。